

産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会（第4回）

議事要旨（暫定版）

○日時：令和6年11月25日（月）13:00～15:00

○場所：経済産業省本館17階第3特別会議室及びWebex

○出席者：

＜委員＞

神田委員長、小林委員、杉本委員、長田委員、藤原委員、三木委員、南委員、望月委員、山本委員

＜オブザーバー＞

一般社団法人事業再生実務家協会、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会、日本商工会議所、日本弁護士連合会、金融庁監督局、法務省民事局

○議題

- ・基本的方向性（案）及び議論すべき論点に関する討議

○議事概要

事務局から資料3及び資料4を説明の後、議題につき議論が行われた。委員及びオブザーバーからの主な意見及び質疑は以下のとおり（各論点番号は資料3記載のものと同一）。

- 論点①（多数決による金融債務の整理を可能とする本制度の正当性について、どう考えるか。）
 - ・ 基本的に資料3の8頁記載の正当性の根拠は相当。より詳細に論じ、かつ、更に強調すべき点として、③に記載の第三者機関の関与は正当化の非常に大きなポイントの1つ。一方では、集団性を前提とした多数決が、他方に、最終的な裁判所の認可があるが、その中で、第三者機関が中立的・専門的な観点から関与し、それにより手続の合理性を担保する点が本制度を正当化する上で非常に重要。欧州でも、平場の多数決に裁判所が認可をして同じ目的を達する制度は存在し、その要素からの正当化は不可能ではないが、現在議論されている日本の制度の前提として、第三者機関が非常に大きなポイントと認識する。認可要件として、仮に裁判所が計画の遂行可能性を審査せず、この点を第三者機関に委ねる場合は、非常に大きな政策的決断であり、その制度構成等も踏まえると、第三者機関の関与を強調すべき。
- 論点②（新たな制度の位置づけについて、法的倒産手続の延長か、私的整理の延長か、どのように考えるか。）

- ・ 「第三の手続」としての位置付けは相当。新たな法制度の創設時に、性質を決定して、その性質から演繹的に細部の制度を導くやり方は生産的ではなく、「この性質の制度であるから具体的な細部はこうなるべきではない」という議論を誘発しないために、現在、具体的な法制度を議論する段階においては、「第三の手続」という位置づけが有益。
- ・ 私的整理とも法的整理とも異なる「第三の手続」という位置づけは可能。今まで私的整理と法的倒産手続の二分法で議論されていたが、その二分法の中に、新たな制度の可能性がないかは、これまで必ずしも論証されていたわけではない。第三者機関の関与を考慮すると、債権者相互の合意に基づいて行われる同意に基づく私的整理と、司法権を有する裁判所という国家権力が関与することを中心とする法的倒産手続の中に、第三者機関が関与して制度の合理性を担保し、債権者間の多数決を最終的には裁判所が認可していくという第三の道は、理論的にもあり得る。その意味で「第三の手続」の位置づけが相当。
- ・ 現行の私的整理は、大筋において大きな問題はなく、必要な対応ができていると認識。日本の再成長に向けて、事業再構築に取り組む重要性はますます高まり、その環境整備の一環として本制度の検討には意義がある。新制度が有効活用されるためには既存の制度との棲み分けを明確にして、金融機関と債務者にとって、全体として分かりやすい制度体系とすることが重要で、特に全員同意型の事業再生 ADR と本制度の棲み分け基準を明確にする必要がある。要望として、今後、この制度の活用場面を関係者間で可能な限り具体的に共有しながら、実務上の扱い、例えば、銀行取引約定書の上で本制度をどう扱うかも含めた解像度を上げた議論を行っていくことが重要。

● 論点③（既存の準則型私的整理手続と並置して選択可能な制度とするか、既存の準則型私的整理手続を本制度に前置する制度とするか。）

- ・ 最初から全員一致が無理だと分かっている場合には、既存の準則型私的整理手続を前置する必要はないが、できる限り今の準則型私的整理手続の実務を尊重して行うべき。金融機関等の実務者側からは可能な限り全員一致の手続を求めてほしいという趣旨の意見もあったと認識しており、本制度の何らかの規定で、努力義務でも、できるだけ全員一致での計画成立を目指すといった規定があってもいいのではないかと思います。
- ・ 大きなこだわりはないが、全員一致を目指す制度設計であれば、既存の準則型私的整理手続を前置することでもよいかという意見も持っているので一応一言申し上げる。
- ・ 本制度を既存の準則型私的整理手続と並置する点に特に異存ない。ただし、その理由づけとして、資料 3 の 12 頁記載の「既存の準則型私的整理の制度は、対象債権の範囲は事業者の選択に委ねられる柔軟性がある」と書かれている部分に違和感があった。従来の準則型私的整理でも、対象債権の範囲は原則的には金融債権であり、従来の準則型私的整理についても、金融債権含めどこまでを対象債権とし得るのが議論されてきた。同頁では「これらの違いから、既存の準則型私的整理の制度を本制度に前置した場合、対象債権の範囲の違いから計画を策定し直す必要が生じる」等の理由づけがされているが、従来の私的整理と本制度とで対象債権の範囲が大きく変わることはなく、対象債権

の範囲の違いによって計画の内容を策定し直す必要がある場合は多く生じないと感じた。そのため、並置という結論には反対ではないが、その理由づけは現在の準則型私的整理の実務を考慮すべきではないか。

- ・ 多数決である本制度が第1の選択になり、特に事業再生ADRといった他の私的整理手続の利用がなくならないか。良い影響もあると思うが、悪い影響を非常に懸念する。その観点で既存の準則型私的整理を前置すべきという意見が出た。既存の準則型私的整理では、対象債権の範囲に柔軟性があるという点は、事業再生ADRからの移行を議論する上で、基本的には事業再生ADRの債権者と本制度の債権者は一致することを目指すべきであり、同様の意見が多く出ている。そうすると、対象債権者の問題で特に大きな支障にはなり得ない形で、既存の準則型私的整理を前置する規定も可能ではないか。他の制度でも、様々な調停前置の制度がある。まずは全員同意を目指して話し合いの協議を行う前提を取る制度と考えれば、他の制度でも調停前置があるため、既存の準則型私的整理を前置とすることも十分にあり得る。
- ・ 本制度は既存の準則型私的整理手続と並置すべきである。並置したために濫用されることや本制度に集中することはおそらく起こらず、実務感覚からすると、並置により弊害が発生するということはないと考える。

● 論点④（本制度と既存の準則型私的整理手続を並置する際に留意すべき点の1つとして、倒産前の早期かつ迅速な事業再生が必要な本制度の対象事業者について、どのように考えるか。）

- ・ 本制度の対象事業者について、民事再生法上の経済的に窮境にある状態の前段階とするということであるが、これは、事業再生ADR等の現行の私的整理で対象とする窮境状態と一致するのか、それとも、それよりも更に前の段階の趣旨なのか。
→ 【事務局回答】イメージとしては、民事再生手続の前にすることにより、倒産状態より前である経済的に窮境に陥るおそれのある事業者をカバーしたいという趣旨で、民事再生法の前であることを強調している。事業再生ADRと本制度では、対象債権者及び対象事業者の点で重複する点もあるが、別制度であるため、一致しない可能性は現段階では否定できず、法制的な側面から内閣法制局や法務省とも調整して対象債権者及び対象事業者の範囲を画していく。
- ・ 事業再生ADRで債権放棄を求める場合には、「過剰債務を主因として経営困難な状態に陥って」いることが要件とされており、今回の早期事業再生とは少し考え方を異にしていると感じた。
- ・ 経済的に窮境に陥るおそれのある債務者という点について、民事再生法と比較した上で、倒産状態に陥る前でも使えるようにという趣旨は非常に賛同する。一方で、既存の準則型私的整理手続の対象事業者の要件を考慮する形で、ある程度内容を明確にすべきである。また、他の既存の準則型私的整理との関係も考慮すべきである。既存の準則型私的整理での対象事業者の状態よりも前倒しする趣旨だとすれば、例えば、中小企業の事業再生等に関するガイドラインで定義された「有事」との関係性等、対象事業者又はそ

の状況に関して既存の準則型私的整理で積み重ねられた議論を考慮した上で、具体的に検討すべき。

- 論点⑦（金融債権以外の債権についても、案件に応じて柔軟に対応することの可否も含めて、対象債権の範囲や根拠について、どのように考えるか。）
 - ・ 金融債権者以外の債権者を含めることには反対する。事業再生 ADR でも同様に金融債権者に限定して行われている。金融債権者に限定する前提で話をすると、取引の主体を含めた取引の性質で区分すべきであり、預金取扱金融機関に限定する必要はない。むしろ預金取扱金融機関に限定すると、実際上は使えない、不適切な制度になる。事業再生 ADR 等の私的整理の実務で、適切な対象債権者の範囲に関し十分な実績があり、それを踏まえて対象債権の範囲を決めるべき。資料 3 の 21 頁の参考に 1 つの考え方の記載があるが、貸金業登録をしている債権者等を含めた形で対象債権者を限定・特定することが妥当。事業再生 ADR から本制度への移行も当然あり得るため、本制度の対象債権者は、事業再生 ADR の対象債権者とできるだけ同一にして特定することが適切。それよりも大きく広げる又は限定することは、実務的にも不適切であり、論理的にも不適切と考える。
 - ・ 対象債権の範囲につき、集団性を強調して、預金取扱金融機関に限定するべきとの議論もあるやに聞くが、やはり事業再生 ADR 等の準則型私的整理の実務と同じような対象債権にするべき。それは準則型私的整理手続を前置しなくても、できる限り全員一致を目指すべきであり、その対象債権は統一すべき。実際に、シンジケートローン等では、保険会社、リース会社や貸金業者が入っている案件が多く、事業再生の実務でそれらが債権カットの対象になっている。対象債権者を預金取扱金融機関だけに限定することには反対である。
 - ・ 上記 2 つの意見と基本的に同意見。金融機関等の「等」に何が含まれるかについて、預金取扱金融機関が中核であるが、憲法学者の宍戸教授の御意見の中にある「プロ債権者」の点については、私の理解では、基本的には信用供与を業として、そこをビジネスの中核としているような方々という意味での専門家が「プロ債権者」であり、信用供与するための資金をどこから調達しているかという点よりも、貸付け、融資を業とする業者である点が、より重要である。預金取扱金融機関を中核としながらも、いわゆるノンバンクや保証会社等も含まれるし、金融機関の債権等を譲り受けたサービサー等も対象に含まれると考えるべき。外延を画するに際しては、リース債権者等の微妙な点はあるが、資料 3 の 20 頁の②に記載の、今までの私的整理の積み重ねで形成されている一定の規範意識を考慮していくべき。
 - ・ 事業再生 ADR では、法令上、対象債権を金融債権のみに限定していないとの理解である。例えば、地方自治体等が保有する債権が対象になった事案もあると認識している。金融機関等の金融債権に限定した場合には、地方自治体等が保有する債権は対象にならず、債権者全体において損失負担の適切な割り振りが行われないケースが出てくることを懸念する。また、非金融債権者の占める割合が大きいケースでは債務の大部分について本制度が活用できず、本制度が救済できる事業者の範囲が狭くなる点にも留意が必要で

ある。事業再生 ADR の手続を定める特定認証 ADR 手続に基づく事業再生手続規則第 2 条で定める「主として金融債権者」のように、個別事案の特性に応じて対象債権を決める余地を残していただきたい。

- ・ 事業再生 ADR を前置するかどうかは別として、シームレスに手続移行する観点からは、対象債権の範囲を事業再生 ADR から極端に狭くすることについては反対であり、事業再生 ADR と同じような対象債権を念頭に置くべき。
- ・ 基本的には事業再生 ADR の枠組みが生かされるように、事業再生 ADR での対象債権者と基本的に変わらない形で制度設計すべき。これは、仮に全員同意を目指して残念ながら一部の同意が得られない場合に本制度に移行する際の円滑な移行の大前提になる。

● 論点⑧（本制度における担保付債権の扱いについて、どのように考えるか。）

- ・ 多数決による権利変更にリスケジュールを含むという前提であれば、担保付債権の保全部分も多数決による権利変更の対象とすべきである。
 - 議決権の対象を非保全債権に限定した場合、リスケジュールの場合も非保全債権部分の議決のみで行うということになり、一々担保評価を厳密に行い、無担保部分を確定して、決議を行うことになる。リスケジュールの場合、担保付でも無担保でも減免を伴わないので、本制度で多数決を行うのであれば、担保付債権者も含めて全員が決議に参加すべきである。非保全債権を多数決による権利変更の対象とする制度は、金融機関の感覚とも大きくずれる制度になるのではないか。
 - 現在の全資産担保ローンにおいて、無担保部分がほぼない、ないしは想定できないローンがあり、直近で立法された企業価値担保権で全企業価値を把握されている場合にリスケジュールを行うことも十分あり得るが、その場合、非保全債権を観念できず、本制度は利用できないことになる。
 - また、事業再生 ADR から移行した場合に、全員で決議していたものに関し、非保全部分を確定して非保全部分だけで多数決することが公正な決議と言えるか疑問がある。
 - 減免を伴う場合には、例えば、対象債権者全員の債権額の 4 分の 3 を可決要件としつつ、無担保債権の債権額の総額の例えば 5 分の 4 の同意を加重要件すれば、その権利の減免を含む方々には特別なクラスで独自に議決しているという形を取ることができる。
 - 私的整理の多数決化と呼ばれる各国法制を見ても、担保付債権を含めない法制度はほとんどない。日本でも、担保付債権の権利変更については、担保付社債の権利変更は多数決で可能なはずであるし、会社更生法の更生担保権も多数決で権利変更が可能なはずである。担保付債権の扱いは議論を深め、実務的に使いやすい制度として設計すべきである。
 - 担保付債権を含めると不動産の鑑定等の手続が重くなり、本制度にそぐわないという指摘に関しては、権利変更にリスケジュールを含む場合、リスケジュールの場合にも非保全部分の債権額を確定しなければならない。現在の事業再生 ADR では、

少なくともリスケジュールにおいては、不動産の評価はクリティカルではないはずであるが、議決権を確定するために不動産等の担保評価がより先鋭化するのではないか。債権放棄を伴う案件においても、いずれにせよ担保付債権の非保全部分を確定する手続が必要となり、それには不動産の評価等が必要になるのだから、結果的には同じように担保評価の精緻性が求められる。そうだとすると、リスケに精緻な評価が求められることとなり、保全債権を（多数決の議決権の対象に）入れる方がライトな手続になる。

➤ 通常のリスケの際に非保全債権のみで議決することがもたらす問題点は要検討論点である。仮に、非保全債権を対象外とする結論を取る場合に、いびつな構造が生じ得るところにどう手当てするかを検討すべきである。

- ・ 本制度で、担保権や保全債権の権利変更まで含めると、裁判所で担保評価が問題になり、相当重い手続になる懸念を持っている。本制度では非保全債権に限定し、別途、金融債権だけを対象とする特定会社更生法の立法を正面から検討すべきと考える。
- ・ 選択肢として、多数決の母体も権利変更の範囲も、担保付債権を対象外として非保全部分に限定する民事再生型とするか、担保付債権の部分も（多数決による）権利変更の対象にする会社更生型とするか。後者の場合には、担保付債権者の議決と非保全部分の議決の組分けをすべきである。会社更生法やドイツ等は後者の制度と承知している。いずれを選択するかは政策的な判断と考える。言うまでもなく、組分けは、手続を非常に複雑にし、担保部分の評価が非常に重要な問題となり、場合によってはクラムダウン等をどうするかという問題も生じる。本制度の最初の段階では、民事再生型の非保全部分に限定することが、手続の単純化及び迅速性の観点からフィージブルである。全資産担保や企業価値担保権が設定されている場合、特に後者の利用の程度の見込みはわかりかねるが、今後の実務を踏まえて将来的に改正も考えられるものの、制度創設段階では、多数決による権利変更の範囲は非保全部分に限定する形でよい。
- ・ 実質において保全債権の取扱いも取り込める形での制度設計を探っていく方が良いのではないか。
 - 具体的には、まず1点目として、手続の流れの最初に、債務者側が計画の原案を策定し、第三者機関に申立てをする。第三者機関は、計画の確定に向けて債務者をサポートし、担保付債権の保全部分も含め、一体として事業再構築案を検討することは当然である。第三者機関のサポート対象として、非保全部分だけ切り出して、そのみをサポートすることは考えられない。第三者機関が担保付債権も含め全てを対象としてサポートする点は、法律に規定するかガイドラインに記載するかはあるが、立法の段階で明示する必要がある。
 - 次に、2点目として、手続を進める中で、決議前の下交渉の段階でも非保全部分と保全部分を分けた交渉ではなく、一体として交渉する。債権者側としても、保全部分のリスケの内容に応じて、非保全部分の放棄の内容を判断する等、両者はリンクしていることは間違いない。そのため、両者をなるべく最後まで連動させる手続が必要である。現行の民事再生法や会社更生法との均衡の観点からは、保全債権につ

いて多数決で権利変更を行う場合には、組分けをしなければならないことは確かであるが、会社更生法のように立法当初から組分けを前提とする制度とすべきではない。

- 3点目として、組分けを入れない制度の場合、下交渉の中では、保全部分も非保全部分も含めて全てを一体として計画案を策定し、下交渉の段階で計画案への同意に関し交渉をしていくことが考えられる。組分けをしない制度で、保全部分については全員一致が得られたが、非保全部分については賛成が得られないという場合には、非保全部分だけは非保全部分の金額を多数決要件の母数として、4分の3又は3分の2の多数決を行う。保全部分は、手続の形式としては色々あり得るが、全員一致とする。元々債権者は、一個一個の債権については、保全部分も非保全部分も合わせて1人であり、両者を合わせたものを計画案として最終的に裁判所の認可を求めていく手続にできないか。

- ・ 第三者機関が、保全部分も非保全部分も含めた全員一致を目指すようサポートする点は、まさに事業再生ADRが行っていることであり、実質上、事業再生ADRを前置するという趣旨と理解した。ただ、保全部分の全員一致が取れば問題はないが、全員一致が取れなかった場合にどうなるか。保全債権と非保全債権との間では、弁済計画が変わり得て、明らかにコンフリクトが生じる。保全債権者の中に反対者がいた場合には、保全部分の評価額が非常に先鋭的な対立になり得て、組分けをして、かつ、評価も厳格にしなければいけない。その評価については、議決権だけの問題だけではなく、弁済額や弁済時期にも関わる問題となり、反対者の手続保障も必要になる。あたかも会社更生と同じように、担保権についての届出とその認否と進めざるを得なくなり、組分けをして、それぞれ議決をしなければならず、その手続は相当重いものになってしまう。
- ・ 既存の準則型私的整理が前置されることを前提として、保全債権を含めて全員で1回決議をし、そこで反対者がいた場合には、保全債権者の賛成を前提として、非保全部分について4分の3を充足する場合には可決、若しくは、もう一度、意思確認として多数決を行い、認可するという制度も可能である。

● 論点⑨（手続の初期の段階で裁判所による強制力のある一時停止の制度が必要との指摘があったが、対象となる範囲について、どのように考えるか。）

- ・ 資料3の25頁の「対応方針（案）」の内容は、一時停止について、まずは第三者機関による任意の要請があり、それでは対応し切れない場合の対応として、裁判所による強制力を持った一時停止の制度として、強制執行や担保権実行の中止命令を行うという方針と理解した。
- ・ 裁判所による強制執行や担保権実行の中止命令の点について、「中止」のみならず、場合によっては「禁止」が必要になる場面がある。とりわけ不動産等の抵当権実行であれば、実行手続が開始してから中止すれば目的を十分達するが、近時議論されている集合動産譲渡担保や集合債権譲渡担保については、実行即終了という手続もある。全ての「手

続の禁止」というより、場合によっては一定の担保に限り「禁止」もあり得るか検討いただきたい。

- ・ 一つ上の意見に同意。現在、法制審議会で動産・債権譲渡担保の議論がされており、それらを対象とする担保実行の倒産手続での中止命令には、いわゆる禁止命令も含む形で立法される方向である。この立法との前後関係の問題はあるが、本制度についても、当然、新たな担保法制の立法による倒産法での規律に合わせて、動産・債権譲渡担保の実行禁止命令も含む形の中止命令になるべき。

● 論点⑪（決議の可決要件のうち、頭数要件について、どのように考えるか。）

- ・ 頭数要件が不要である理由として、対象債権者が金融事業者に限定されて、民事再生のように無数の少額債権者の権利を保護する必要がない点が挙げられていると認識。この場合、仮に、例えば金融債務の80%を単独で持つ主力銀行と、5%のシェアを持つ付き合い行4行がいる場合を想定すると、主力銀行だけが賛成で、残りの4行が反対といった場合でも決議は成立する。こうしたケースでも計画の公平性や合理性が担保されるかは精査する必要がある。頭数要件の要否や要件の水準については議論を続けたい。頭数要件については、4分の3に強いこだわりがあるわけではなく、4分の3が良いのか、2分の1が良いのか、特定の大口先がある場合に限ることが良いのか、その辺りも含めて今後議論を深めたい。
- ・ 1つ上の意見の例で、80%の1行が賛成し、4行が反対している場合、まさにその計画の内容の公正性、公平性、実現可能性等も含めて問題になる事案だからこそ、4行が反対したかもしれない。第三者機関の調査報告において、計画の正当性等が審査されているはずであり、第三者機関により適切な計画ではないと判断がされることにより解決されるべき問題ではないか。
- ・ 頭数要件を入れた上で4分の3を頭数要件とした場合、2つ上の意見の例では、2行でも反対すると多分先に進まない。頭数要件を入れる点は実効性を保つ意味でも疑問。
- ・ 債権譲渡した場合に頭数が流動的になり、コントロールが利かないケースがあるため、頭数要件を入れることの問題はある。韓国では、単一の金融債権者が一定以上の金融債権を有する場合には、頭数要件を入れるという法制があるようである。ただし、個人的には頭数要件には反対である。
- ・ 小規模な金融機関の立場からは、多数決の頭数要件や少額債権者の債権買取等の少額債権者の保護について検討いただきたい。

● 論点⑫（公平性・信頼性確保の観点と、迅速性等の運用の観点を踏まえ、裁判所による認可手続の位置付けや関与の程度等について、どのように考えるか。）

- ・ 資料3の31頁記載の①に、「手続や対象債権者集会の決議が法令に違反するとき」との記載がある。また、「対象債権の権利変更に関して対象債権者間の平等原則違反がある場合」との記載があり、これは①に含まれる趣旨と推測する。倒産法の規定では、債権者平等原則違反は「再生計画」あるいは「更生計画」が法律の規定に違反する場合に含

まれると考えることが通常であり、手続や決議の法令違反では読まない。当然、債権者平等原則違反は重要なポイントであるため、計画の法令違反の点も要件として明確に書くべき。

- ・ 認可要件に、計画の遂行可能性が含まれておらず、即時抗告の対象にもならないと理解した。この点は、非常にラディカルで大胆な制度構成と考えるが、手続の迅速性の観点からはその構成で良いと現在は考える。本制度における第三者機関の重要性を前提とした制度構成と考える。
- ・ 履行可能性や遂行可能性については、裁判所の負担を過度に強いるという意見は多々見られた。確定的な意見ではないが、第三者機関の調査を裁判所が考慮する立てつけにすれば、履行可能性を裁判所の認可要件とする考え方もあり得る。
- ・ 履行可能性は非常に大事な点である。ただ、その存否をそのまま裁判所が判断するのではなく、その前に第三者機関が適正に計画内容を見て、履行可能性も調査し、その調査報告が作成過程も含めて基本的に問題がなければ、裁判所がその判断を尊重して認可できる仕組みは十分あり得る。
- ・ 認可要件については、資料3の31頁の「対応方針（案）」の内容が相当。これらの要件は、基本的に社債権者集会の認可要件とパラレルであり、裁判所が実体的な内容まで審査せずに認可できる最低限の確認すべき要件である。民事再生法や会社更生法のように性質の異なる債権者がいる場合には、履行可能性含め様々な要件を入れることはあり得るが、そうではない特有の問題を想定している本制度であれば、「対応方針（案）」の内容で十分である。

●論点⑬（本制度から法的倒産手続に移行する場合に、留意すべき点があるか。）

- ・ 本制度から円滑に法的整理に移行する措置を講じるべきという点につき、概ね異論がなかったところであるが、その具体的な内容について、特にプレDIPファイナンスの優先性に関する特例は絶対に入れるべきである。本制度を利用する局面にある企業にとって、プレDIPファイナンスを受けられるかどうかは再生の生命線である。資金繰りが非常に厳しい状況の中でプレDIPファイナンスを受けられるかどうか、最初の段階で全ての業務に近い。もちろん特例があるからプレDIPファイナンスを受けられるという単純な話ではないが、この特例がないとやはりプレDIPファイナンスを実行する金融機関等が出てこないことになるため、必ず入れるべきである。また、現行の産業競争力強化法の規定はやや曖昧な規定であり、本制度ではもう少し優先性を明確にする規定となることが望ましい。
- ・ 1つ上の意見に概ね同意する。産業競争力強化法の規定で事業再生ADRに適用される規定を入れることは当然であり、さらに改善すべき点も含めて検討すべき。
- ・ 2つ上及び1つ上の意見に全く同意する。

●論点⑭（事業再生ADRから本制度に移行する場合に、留意すべき点があるか。）

- ・ 既存の準則型私的整理の前置または並置にかかわりなく、事業再生 ADR で 1 回全員一致を試み、それが困難だった場合も一定数あり、それが望ましい運用だという意見も多々あるため、事業再生 ADR から本制度へのスムーズな移行は実現していただきたい。具体的に言えば対象債権の同一、数値基準や資産評定基準の共通が必要である。
- ・ 事業再生 ADR からの円滑な移行について、資料 3 の 35 頁の考え方に同意する。

● 論点⑮（決議に関し考慮すべき点の 1 つとして議論されている、反対債権者に対する債権買取請求権について、どのように考えるか。）

- ・ 計画案に反対する金融機関は、債権買取の制度がない場合には、個別に不特定先に対して債権売却を行って回収を図ることも考えられる。売却先次第では再生計画が予定どおりに進まなかった際の計画見直しに必要な協力や理解が得られない可能性がある。これを防ぐ観点で何らかの債権買取制度、例えば、中小企業活性化協議会におけるサービサートライアルのような制度を要望する。また、賛成・反対にかかわらずに売却できる制度がよい。例えば、計画には賛成でき、清算価値保障もなされるが、清算価値を満たす返済を受けるまでに例えば 5 年かかる計画の場合には、そこまで待つのかどうかの判断の際に、債権売却という選択肢があると良い。その中で、売却先の投資家の選択肢を示すような視点もあると、金融機関として取り組みやすい。
- ・ 反対債権の買取りが認められると、積極的な反対にせよ黙示の反対にせよ、反対して買い取ってもらおうとすることは起こり得るため、不要。

● その他

- ・ 本制度については非常に時間をかけて議論している。昨今の経済情勢の変化を考えると、本制度に対するニーズは、潜在的なものも含めてかなり高まっている状況と理解。せっかく制度ができて、実際に施行、運用されるのが先になり、遅過ぎてしまったということがあるとあまりにもったいないので、できるだけ早期に、実際上の運用が開始できるように整備をしていただきたい。

お問い合わせ先

経済産業政策局産業組織課

電話：03-3501-1511（内線 2621）